

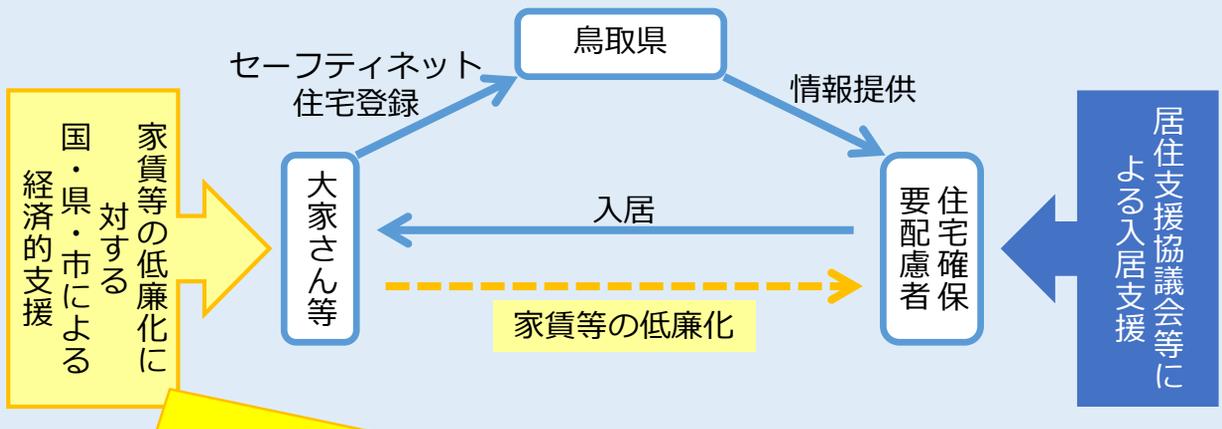
空き家・空き室
の活用をお考え
の大家さんへ



住宅セーフティネットを ご活用ください

賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんと、住宅の確保にお困りの住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）をつなぐ「新たな住宅セーフティネット制度」に、ぜひご協力ください！

「新たな住宅セーフティネット制度」イメージ



住宅確保要配慮者の支援のため、米子市では令和3年8月から補助事業をスタートしました。賃貸住宅をセーフティネット専用住宅として登録していただき、住宅確保要配慮者の家賃を市営住宅相当額に低廉化していただいた場合、本来家賃との差額（上限4万円）を補助金で交付します。
※家賃債務保証料低廉化についても補助あり

セーフティネット住宅とは

住宅確保要配慮者が入居しやすい（入居を拒まない）賃貸住宅のことです。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県に登録すると、国の専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」で紹介されます。セーフティネット住宅には、登録住宅と専用住宅の2種類があり、専用住宅として登録すると、市の補助事業の対象となります。

	住宅確保要配慮者の入居	住宅確保要配慮者以外の入居	補助事業の活用
登録住宅	○	○	×
専用住宅	○	×	○

住宅確保要配慮者とは

住宅セーフティネット法や県賃貸住宅供給促進計画により、このとおり定められています。セーフティネット住宅登録の際は、住宅確保要配慮者から入居対象者を選択していただきます。

法	①低額所得者（政令月収15.8万円以下） ②被災者（発災後3年以内） ③高齢者 ④障がい者 ⑤子ども（高校生相当まで）を養育している者
国交省令	⑥外国人 ⑦中国残留邦人 ⑧児童虐待を受けた者 ⑨ハンセン病療養所入所者 ⑩DV被害者 ⑪拉致被害者 ⑫犯罪被害者 ⑬矯正施設退所者 ⑭生活困窮者 ⑮東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
県計画	⑯海外からの引揚者 ⑰原子爆弾被爆者 ⑱戦傷病者 ⑲児童養護施設退所者 ⑳LGBT ㉑起訴猶予者 ㉒執行猶予者 ㉓罰金・科料を受けた者 ㉔施行規則に該当しないDV被害者 ㉕妊婦 ㉖若者夫婦（夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯）

米子市の補助事業について

専用住宅に要配慮者のうち低額所得者が入居する場合に、家賃と家賃債務保証料の低廉化に係る補助金を交付します。

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証低廉化に係る補助
事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等
低廉化対象世帯	月収15.8万円以下の世帯 ※生活保護及び生活困窮者自立支援制度を受給している世帯を除く	
補助率等	国1/2県1/4市1/4※上限4万円/月	国1/2県1/4市1/4※上限6万円
補助額の算定方法	低廉化前の家賃（市場家賃）と市住家賃相当額との差額に対し補助金を交付	初回債務保証料のうち6万円までを家賃債務保証会社等に補助金として交付
支援期間	管理開始から原則10年以内 ※最長20年間	—

セーフティネット住宅の登録方法

登録できる住宅には条件がありますので、別添のチラシをご確認ください。
新たな住宅セーフティネット制度や補助事業について詳しく知りたい方は、お手数ですが米子市住宅政策課までお問合せください。

市営住宅並みの家賃で入居できる賃貸住宅を探しておられる方がおられます。
専用住宅の登録にご協力をお願いします！